

国立大学法人大分大学外部資金獲得手当支給細則

令和4年5月31日制定  
令和4年細則第15号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第29条の2第3項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員に対する外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「直接経費」とは、外部資金により行われる研究又は諸活動（以下「研究等」という。）を実施するために、研究等に直接的に必要なものに対し、外部資金を獲得した研究代表者等が使用する経費をいう。
- (2) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、外部資金により行われる研究等の実施に伴い法人の管理等に必要な経費として法人が使用する経費をいう。ただし、部局の長等が職責として研究代表者等となり獲得した間接経費で、法人として獲得したものであると学長が認めるものは除く。
- (3) 「研究代表者」とは、外部資金の交付の対象となる研究等において、当該研究等を統括し、その遂行に責任を負う研究者をいう。
- (4) 「研究代表者等」とは、研究代表者及び外部資金の交付の対象となる研究等のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、研究代表者と共同して当該研究等を行う研究者で、当該研究代表者が他機関に所属する者である等、外部資金獲得手当の支給において研究代表者と同等に取り扱うことが相当であると学長が認めるものをいう。

(支給対象者)

第3条 外部資金獲得手当は、次の各号のいずれにも該当する職員を対象として支給する。

- (1) 外部資金獲得手当を支給する年度の6月1日において、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）、国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）、国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（平成25年規則第24号）又は国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則（平成27年規則第29号）の適用を受ける職員
- (2) 研究代表者等として、外部資金獲得手当を支給する日が属する年度の前年度に獲得した間接経費の金額の合計が300万円以上の職員

(支給額)

第4条 外部資金獲得手当の支給額は、間接経費の金額の合計に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

間接経費の金額の合計	支給額
1,000万円以上	30万円
500万円以上 1,000万円未満	20万円
300万円以上 500万円未満	10万円

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年6月1日から施行する。